

記載要領等

買換資産の取得に関する承認申請書

《使用目的》

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした場合において、その譲渡の日から１年以内にその対価の額の全部又は一部をもって特例（受贈）事業用資産の取得をする見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

《提出期限》

この申請書の提出期限は、その譲渡があった日から１か月以内*です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その譲渡した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その譲渡があった日から２月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

《記載要領》

- この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第 40 条の 7 の 10 第 18 項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第 40 条の 7 の 8 第 21 項」及び「贈与税」の文字を二重線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄は、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- 「名称」欄は、減価償却資産の譲渡をした場合に記入してください。
- 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の譲渡をした場合に、その面積を記載してください。
- 「贈与・相続（遺贈）の時の価額」欄は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。

- 事業用資産の譲渡や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「譲渡価額」及び「譲渡に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて事業の用に供する見込みである資産に関する事項について、その資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- 「名称」欄は、減価償却資産の取得をする場合に記入してください。
- 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をする場合に、その面積を記載してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」又は「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」を書ききれない場合には、適宜の用紙に記載してください。